

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

1 条例の基本事項

条例の名称	茨城県手話言語の普及の促進に関する条例		
担当課（室）	障害福祉課	公布日	平成30年10月2日
報告の根拠	条例第17条（年次報告）		

2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

（1）条例の概要・施策体系図

1 目的 （第1条）

○手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合い、共生することができる社会を実現することを目的とする。

2 定義 （第2条）

○ろう者：手話を使い日常生活又は社会生活を営む聴覚に障害のある者等をいう。
○手話の普及等：手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。
○手話通訳者等：手話通訳者その他手話に関わる者をいう。

3 基本理念 （第3条）

○手話の普及等は、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者の知的かつ心豊かな生活の実現に重要な役割を担うものであるとの基本的認識の下に行う。
○手話の普及等は、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、ろう者とろう者以外の者が、相互に尊重し合いながら共生することを基本に行う。

4 各主体の 役割 （第4～9条）

（県の責務）

・手話の普及等に関する総合的な施策を行う。
・市町村その他の関係機関や関係団体と連携し、ろう者や手話通訳者等の協力を得ながら手話の普及等に努める。

（県民等の役割）

・県民は、基本理念に対する理解を深めるよう努める。
・ろう者は、手話の普及等に努める。
・手話通訳者等は、手話の普及等に努めるとともに、手話に関する技術の向上に努める。

（事業者の役割）

・事業者は、ろう者に対するサービス提供時等において、手話の使用に関して合理的な配慮をするよう努める。

5 基本的施策（第10条～第15条）

（1）施策の策定及び推進（第10条）

○手話の普及等を図るために必要な施策を定め、総合的かつ計画的に推進する。

（2）手話を学ぶ機会の確保（第11条）

○ろう者及び手話通訳者等と協力して、県民が手話を学び、ろう者に対する理解を深めるための機会の確保に努める。

（3）手話を用いた情報提供等（第12条）

○ろう者が県政に関する情報を速やかに取得することができるよう、手話を用いた情報の提供に努める。

（4）手話通訳者の確保、養成等（第13条）

○ろう者の意思疎通に係る機会を確保するため、手話通訳者等及び、指導者の確保及び、養成に努めるものとする。

（5）学校における手話の普及等（第14条）

○ろう者である幼児、児童又は生徒が通学する学校の設置者は、教職員の手話の習得及び手話に関する技術の向上のために必要な措置を講ずるよう努める。

（6）事業者に対する支援（第15条）

○手話の使用に関して合理的な配慮を行う事業者に対して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努める。

6 その他（第16条～第18条）

○手話に対する調査研究（第16条） ○年次報告（第17条） ○財政上の措置（第18条）

(2) 条例制定後の主な取組

①手話の普及・啓発のための施策

○イベント

普及啓発を目的としたイベントを実施 (R1. 8. 25)

講演会、パネルディスカッション、手話の体験教室など

於 小美玉市四季文化館みの〜れ 199 名参加

○県広報紙「ひばり」を活用した普及啓発の実施

平成 31 年 2 月号、令和 5 年 10 月号

②手話通訳者の養成

○ 手話奉仕員スキルアップ事業 (県委託事業)

・手話奉仕員スキルアップ講座

年度	R2	R3	R4	R5	R6
実施場所	未開催	県南会場 鹿行会場	県北会場 県西会場	県南会場 県北会場	県北会場 県央会場 県南会場
開始時期	—	9 月～3 月	9 月～3 月	8 月～3 月	8 月～3 月
実施回数	—	計 24 回	計 30 回	計 23 回	計 21 回

・全国統一試験対策講座

年度	R2	R3	R4	R5	R6
実施場所	水戸市	水戸市	水戸市	土浦市	水戸市
実施回数	計 3 回	計 5 回	計 5 回	計 5 回	計 6 回

(参考) 手話奉仕員と手話通訳者について

区分	養成主体	認定方法	R6 時点人数
手話奉仕員	市町村	市町村主催の手話奉仕員養成講座の受講	登録制度なし
手話通訳者	県	手話通訳者全国統一試験への合格	99 名

※医療機関や公共機関等での通訳を行うには「手話通訳者」レベルが必要

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

(1) 手話を学ぶ機会の確保 ※条例第 11 条

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
・ 中途失聴・難聴者コミュニケーション事業	・ 県 (指定管理委託)	・ 中途失聴・難聴者の方及び同居家族への手話講習会。	671 千円
【今後の取組】 ・ 上記に同じ	・ 上記に同じ	・ 上記に同じ	671 千円

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
・ 手話市民講座の開催	・ 水戸市ほか 30 市町村	・ 各市町村において、手話を学ぶための機会として住民向けの講座を開催。	—
【今後の取組】 ・ 上記に同じ	・ 上記に同じ	・ 上記に同じ	—

(2) 手話を用いた情報提供 ※条例第 12 条

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
・ 手話通訳者派遣事業	・ 県 (指定管理委託)	・ 聴覚障害者が、役所や学校、病院などに赴くとき、円滑な意思の疎通を図るために手話通訳者を派遣する。	1,494 千円
【今後の取組】 上記に同じ	・ 上記に同じ	・ 上記に同じ	1,494 千円

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
・市町村における 手話通訳者等の 配置	・水戸市ほか 11 市	・市町村窓口での手続きを補助する手話 通訳者等を設置。	—
【今後の取組】 ・上記に同じ	・上記に同じ	・上記に同じ	—

(3) 手話通訳者の確保 ※条例第 13 条

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
・手話奉仕員スキル アップ事業 (1)手話奉仕員スキル アップ講座 (2)統一試験対策講座	・県 (一般社団法人 茨城県聴覚障害 者協会へ委託)	(1)手話通訳者を目指す者を対象に、手話 技術の向上、知識の習得を目的とし、手 話通訳者養成講座の入講レベルに必要な 講座を実施する。 (2)茨城県手話通訳者登録試験の合格に必 要な技術、知識の習得を目的として、講 座を実施する。	1,772 千円
【今後の取組】 ・上記に同じ	・上記に同じ	・上記に同じ	1,772 千円

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
・手話通訳者養成	・県 (指定管理委託)	・手話通訳者養成講座入講試験に合格し た方を対象に、手話通訳者養成講座を実 施し、手話通訳者の養成を行う。	1,975 千円
【今後の取組】 ・上記に同じ	・上記に同じ	・上記に同じ	1,975 千円

4 その他

- | | |
|---|---------------------------|
| 1 | 条例に関連する法令等の制定・改廃の動向
なし |
| 2 | 国・県における施策の見直し等の動向
なし |
| 3 | 条例の運用上の課題
なし |
| 4 | 条例の改廃の必要性の有無
なし |
| 5 | その他
なし |